

令和2年度 手話の普及推進委託業務仕様書

- 1 業務名 令和2年度 手話の普及推進委託業務
- 2 委託期間 委託契約締結日～令和2年3月13日まで

3 事業目的

「沖縄県手話言語条例」の基本理念のもと、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「沖縄県手話推進計画」を平成30年3月に策定した。

本事業では、同計画に基づき、県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及を図るための事業を実施する。

※ 本事業の実施にあたって、ろう者とは「手話を使い生活を営む聴覚障害者」とします。

4 委託業務の概要

- (1) 一般県民向け普及啓発のための広報企画、制作及び実施
- (2) 一般県民向け普及啓発イベントの企画・実施
- (3) 一般県民向け手話講座の開催

5 業務内容

上記の事業目的に沿って、以下の業務を行なうこととする。

(1) 一般県民向け普及啓発のための広報企画、制作及び実施

多くの県民に対して、手話や聴覚障害者に対する理解促進を図るために、効果的な広報を行うこと。

ア 印刷物の作成

- ① 既存の印刷物(1)～(5)を増刷すること（内容については県ホームページを参照）。
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogai/fukushi/chiiki/teghanasou.html>
 - (1) 手話学習プリント（クリアファイル）〈A4版 2,000部〉
 - (2) 手話言語条例パンフレット〈A4版8頁 2,000部〉
 - (3) パンフレット「手で話してみよう」〈A5版16頁 2,000部〉
 - (4) 指さし会話シート（ミウラ折りリーフレット）〈1,200部〉
 - (5) ポスター（指文字五十音順を掲載したもの）〈A2サイズ 1,200部〉
- ② 発送・配布
上記①の印刷物を配布すること（配布計画書リスト（別添）参照）

イ 各種メディア等を活用した普及啓発

多くの県民に条例の周知を図り、手話や聴覚障害者に対する理解を効果的に促進するための取組を実施すること。

ウ 手話推進の日（令和2年10～12月、令和3年1～9月の毎月第3水曜日）に掲載する手話表現のコンテンツ（動画・画像）等の企画提案・作成

① 内容

一般にも分かりやすい手話表現を紹介するコンテンツ（動画・画像）等を企画提案・作成すること。

(ア) 動画制作

- a 沖縄県聴覚障害者協会職員を被写体として、撮影の協力を得ること。
- b 動画形式は You Tube でサポートされているファイル形式とすること。

(イ) 画像制作

- a 1テーマ(月)につき1～2枚程度の内容とし、12ヶ月分作成する。
- b 沖縄県職員に対する手話への理解促進・普及啓発のため、沖縄県職員を被写体とした写真撮影を行い、撮影した画像を素材とすること。手話表現が分かりやすく伝わるよう加工等を施すなど創意工夫に努めること。
- c 1人／1テーマで被写体を選定する（合計12人）。被写体となる県職員のリストについては、契約後調整する。
- d 画像形式は、jpg, jpeg, gif, png とし、1テーマあたり600KB以内の容量に収めること

② 掲載月

令和2年10月～令和3年9月の毎月第3水曜日

(R1 10/21、11/18、12/16、

R2 1/20、2/17、3/17、4/21、5/20、6/16、7/21、8/18、9/15)

※ 成果物引き渡し前に受注者の承諾を得て一部使用する予定

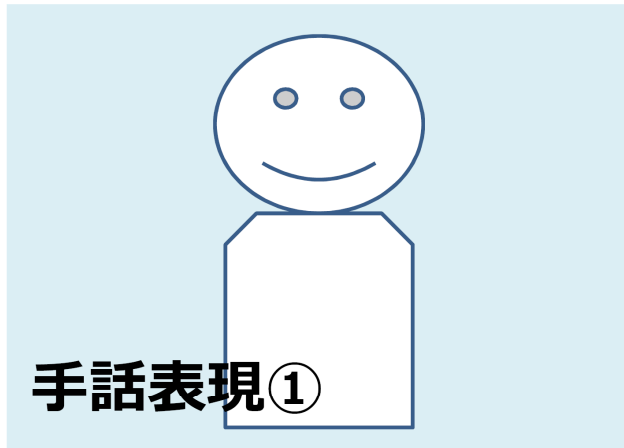
③ 活用シーン

- ・ 沖縄県ホームページへの掲載
- ・ 沖縄聴覚障害者情報センターホームページへの掲載
- ・ パンフレット等印刷物への掲載
- ・ その他、関連する団体のホームページ Web サイトへの掲載

毎月第3水曜日は、「手話推進の日」



①



手話表現の説明

②



手話表現の説明

(2) 一般県民向け普及啓発イベントの企画・実施

できるだけ多くの一般県民に対して、手話言語条例の周知を図り、手話や聴覚障害者に対する理解を促進し、手話の普及に向けて意識の醸成ができるようなイベントを実施すること（イベントの規模や種類は問わない）。

○ 実施方法 オンライン開催

※ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和2年5月20日策定、令和2年7月31日改正）を踏まえ、必要な感染症対策を講じた上で、実施すること。

なお、対策の実施に当たっては、ガイドラインの改正状況の確認等、常に最新の情報を収集し、反映すること。

○ 対象 一般県民

上記の業務を行うにあたり、具体的な事務として以下の行為を行うこととする。

① 行事全体の企画運営に関すること

- ア イベントに関する広報、周知等の実施（必要に応じて手話通訳及び字幕、点字版資料等を付けること）
- ウ イベントにおける啓発冊子の配布
- オ 行事運営等の全体総括（総括責任者等の配置）
- カ 緊急対応連絡体制の確立
- キ アンケート調査の実施、結果の取りまとめ
- ク その他、本イベントに関して必要な事項

② 上記①の普及啓発イベントに付随する広報活動

- ア メディア各社・協力企業・関係団体への後援依頼
- イ 各メディアへの報道取材依頼（取材・報道されるような内容を目指す）

(3) 一般県民向け手話講座の開催

次の内容で、県民向け手話講座を開催すること。

ア 講座の獲得目標

受講者が、手話や聴覚障害者に対する理解を促進するとともに、普段の生活や仕事でろう者と接するときに活用できる手話表現を習得することを目標とする。

イ 概要

- ① 開催期間 本業務の契約期間内
- ② 開催方法 オンライン（WEB会議システム等を活用する）
- ③ 受講人数 1回あたり20～50名程度
- ④ 受講対象 県内に居住する者
- ④ 受講料 無料
- ⑤ 内容 普段の生活や仕事でろう者と接するときに活用できる手話表現を学べる内容とし、沖縄県聴覚障害者協会の協力を得て実施すること。

ウ 研修終了後のアンケートの実施及び評価

6 納品物及び報告書

- ・ 印刷物については、イベント使用分及び受託者による直接発送分を除いた残部を県に納品すること。（詳細については、受託後、調整する。）
- ・ 実績報告書 紙3部、電子データ（DVD-ROM）2部
上記委託業務の終了後、報告書を提出すること。
独自提案で作成したポスター、リーフレットの印刷用原版データも納品すること。
- ・ 納付先（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課）

7 委託料

委託料には基本的に、委託事業に係る一切の費用を含める。また、一般管理費率は10%以内とする（計算方法等詳細については、「令和2年度 手話の普及推進委託業務」に係る事務処理マニュアルを参照）。

8 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の著作権は、沖縄県へ成果物の引渡し完了したときに沖縄県に移転するものとする。
- (2) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 当業務委託により制作されたイラスト等の著作権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、条例を啓発するにあたって、沖縄県が認めた者にも本事業の目的（項目3）に記載する目的の範囲で使用させることができるものとする。また、沖縄県は3に記載する目的の範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

9 再委託の制限

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (3) 本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。
- (4) 下記以外の契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承諾を得なければならない。
- (5) ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委託し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

(うち、その他、簡易な業務)

チラシ・ポスター等広報物の製作

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データ入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、安易かつ簡易なもの

10 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的に月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

11 事務処理について

その他本業務の実施に当たっては、関係法令及び別添「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

12 留意事項・その他

- ・ 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、取り決めるものとする。
- ・ パンフレット等印刷物や動画・画像に掲載する手話表現については、沖縄県聴覚障害者協会等と連携し、確認に努めること。

別添

パンフレット等配布計画書リスト

No.	機関名	冊子名	手話学習プリント（クリアファイル）		条例パンフレット		パンフレット「手で話してみよう」		指さし会話シート		ポスター（指文字五十音順）		総計	配布者
			箇所数	部数	総数	部数	総数	部数	総数	部数	総数	部数		
1	県内各小学校	262校	3	786	3	786	3	786	1	262	1	262	2,882	受託先
2	県内各中学校	143校	3	429	3	429	3	429	1	143	1	143	1,573	受託先
3	県内各高等学校	60校	3	180	3	180	3	180	1	60	1	60	660	受託先
4	県内各特別支援学校	23校	3	69	3	69	3	69	1	23	1	23	253	受託先
5	民間機関（普及啓発するための効果的な配布先・方法を提案すること。企画イベント等で配布することも）	100箇所	0	0	0	0	0	0	2	200	2	200	400	受託先
6	各市町村障害福祉主管課	41箇所	1	41	1	41	1	41	1	41	1	41	205	障害福祉課
7	県関係機関	230箇所	1	230	1	230	1	230	1	230	1	230	1,150	障害福祉課
8	県障害福祉課（在庫分）	1箇所	265	265	265	265	265	265	241	241	241	241	1,277	障害福祉課
	合計数（作成総数）			2,000		2,000		2,000		1,200		1,200	8,400	

※ 配布先、箇所数、部数及び配布者等について、契約後、変更する場合がある。